

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の供用開始 (道路課)	1
公告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	1
○土地改良区の定款変更の認可 (")	1
○土地改良事業の計画変更の認可 (物部堰井筋土地改良区) (")	1
○土地改良区の解散の認可 (")	1
○換地計画において換地を定めない土地の指定 (県営中山間地域総合整備事業四万十窪川地区 (宮内換地区)) (")	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	2
高知海区漁業調整委員会指示	
○高知県海面におけるうみがめの採捕に係る指示	2

告 示

高知県告示第726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成24年12月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成24年12月4日
 高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 大久保伊尾木
- 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市入河内字小島840番		

10から 安芸市入河内字小島840番 23地先まで	87	平成24年12月4日
---------------------------------	----	------------

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安田町東島土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
 平成24年12月4日

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	西山 英幸	安芸郡安田町東島 105	
"	竹内 誠祥	" " " 3837	
"	黒岩 辻生	" " " 3661	
"	小島 一士	" " " 3829	
"	西山 眞一	" " " 201	
"	手島 英次	" " " 642	
"	手島 一誠	" " " 472	
"	齊藤富士男	" " " 651	
"	今村 福恵	" " " 583	
"	西山 精二	" " " 614	
"	有岡 良行	" " " 2836	
"	有岡 夏美	" " " 2776	
"	小川 広行	" " " 2762-1	
"	中島土佐男	" " " 2692	
"	中野 幸男	" " " 2569	
監事	今村 守茂	" " " 3411	
"	中山 雅靖	" " " 2584	
(就任)			
理事	西山 雅勝	安芸郡安田町東島 106	
"	小島 敦夫	" " " 3832	
"	横山 清彦	" " " 3662-イ	
"	小島 一士	" " " 3829	
"	西山 眞一	" " " 201	
"	手島 常弘	" " " 463	
"	手島 一誠	" " " 472	
"	齊藤 福久	" " " 442-3	
"	清藤 善久	" " " 582	
"	中島 瑞夫	" " " 622-1	
"	有岡 良行	" " " 2836	
"	有岡 佳根	" " " 2775-1	
"	小川 広行	" " " 2762-1	

"	中島 康善	" " " 2689
"	中野 幸男	" " " 2569
監事	今村 守茂	" " " 3411
"	中山 雅靖	" " " 2584

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、物部堰井筋土地改良区の定款の変更を平成24年11月20日に認可した。

平成24年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、物部堰井筋土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更を平成24年11月20日に認可した。

平成24年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、中村市田野川甲土地改良区の解散を平成24年11月20日に認可した。

平成24年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営中山間地域総合整備事業四万十窪川地区（宮内換地区）の換地計画において、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成24年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積 (平方メートル)
高岡郡四万十町	宮内	付き合い	68番	田	849
"	"	"	71番	"	208

〃	〃	荒神ノ元	542番1	原野	119
〃	〃	屋敷田	84番	田	122

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成24年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年6月8日 24高都計第124号	香美市土佐山田町字長谷川丸119番1ほか	高知市八反町二丁目10番2号 記念住宅株式会社 代表取締役 三宮 敏洋

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月4日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第14号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 四国横断自動車道の項中「高岡郡中土佐町久礼字薬王寺2592番1」を「高岡郡四万十町平串字高尾994番6」に改め、同表中

県道須崎停車場	須崎市泉町3番1地先から須崎市池ノ内字池ノ内1130番1地先まで
---------	----------------------------------

を

県道須崎停車場	須崎市泉町3番1地先から須崎市池ノ内字池ノ内1130番1地先まで
---------	----------------------------------

県道四万十町東	高岡郡四万十町影野字藪ヶ谷山716番
---------	--------------------

インター	3から高岡郡四万十町影野字岡屋敷557番1まで
------	-------------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成24年12月9日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第25号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成24年12月4日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の規定に基づく診断のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
山内 祥豪	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町1番32号	平成24年12月4日

2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
山内 祥豪	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町1番32号	平成24年12月4日

3 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日

河合 加与子	こどもクリニック ケロちゃん	高知市鶴来集11番38-10号	平成24年12月4日
山内 祥豪	高知県立あき総合病院	安芸市宝永町1番32号	〃

海区漁業調整委員会指示

高知海区漁業調整委員会指示第65号

高知県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成24年11月7日に次のとおり指示した。

平成24年12月4日

高知海区漁業調整委員会会長 和田 義光

（定義）

- この指示において「うみがめ」とは、うみがめ科3種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）をいう。
（採捕の制限）
- 高知県海面においては、うみがめを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
（1）試験研究の用に供しようとする者
（2）委員会が特に認めた者
（採捕期間の制限）
- 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、5月1日から7月31日までの間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、2の（1）に該当する者を除く。
（雌がめの採捕禁止）
- 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、2の（1）に該当する者を除く。
（承認証の携帯）
- 委員会の採捕の承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとするときは、委員会の採捕の承認に係る承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。
（報告書の提出）
- 委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間終了後又は承認数到達後速やかに、うみがめの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。
（承認の取消し）

- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことができる。
(事務取扱要領)
- 8 この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する事務取扱については、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領によるものとする。
(指示の有効期間)
- 9 この指示の有効期間は、平成25年1月1日から平成26年12月31日までとする。